



災害時における帰宅困難者の受け入れに関する協定書



災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、帰宅困難者が災害時拠点強制化緊急促進事業により整備した乙の所有する一時滞在施設に一時滞在することが可能となるよう、当該施設の受入れの方法等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語は、災害時拠点強制化緊急促進事業制度要綱（平成26年4月1日国住第165号国土交通省住宅局長通知）において使用する用語の例による。

（一時滞在施設）

第3条 この協定の対象となる一時滞在施設の概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名 称 山形県総合文化芸術館
- (2) 所在地 山形市双葉町一丁目2番38号
- (3) 面 積 15,789.60平方メートル
- (4) 帰宅困難者の受入れ予定人数 3,030人

（帰宅困難者の受入れの要請等）

第4条 甲は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、帰宅困難者のための一時滞在施設の開設が必要となったときは、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- (1) 一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ
 - (2) 備蓄品及びトイレの帰宅困難者への提供
 - (3) 一時滞在施設への帰宅困難者の誘導及び当該施設における災害関連情報の提供その他帰宅困難者に対する支援
- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、一時滞在施設の被害状況を調査し、受入れの可否について速やかに甲に対して回答するものとする。
- 3 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な旨を回答した場合には、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとし、一時滞在施設及びその敷地内の人目につきやすい場所において一時滞在施設である旨を掲示するものとする。
- 4 第1項の規定による要請は、要請の理由、要請の期間その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、これにより難い場合は、口頭で要請することができる。
- 5 甲は、前項ただし書の規定により口頭で要請した場合においては、当該要請の後速やかに乙に対して同項の書面を提出するものとする。

(一時滞在施設に関する情報の提供等)

第5条 帰宅困難者の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第2項の規定により受入れが可能な旨の回答があったときは、緊急時の情報伝達手段（テレビ、ラジオ、SNS等）により、一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者に提供するとともに、一時滞在施設に誘導するものとする。

2 乙は、甲が行う前項の活動について、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(受入れ期間)

第6条 一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ期間は、3日以内とする。ただし、乙が特に認めるときは、この限りでない。

(受入れの報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定による要請に応じたときは、その受入れ人数、受入れ期間等の受入れ実績を書面により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、第4条第1項の規定による要請に係る活動費用（災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の適用がある費用を除く。）が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

2 乙に生じた費用のうち前項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、一時滞在施設を使用した場合において、当該施設及び備品等を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に回復するものとする。この場合において、乙が原状回復したときは、甲は、その費用を負担するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、第4条第1項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、甲がその損害を補償するものとする。

(災害時連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確実なものとするため、災害時における双方の連絡責任者を書面により通知する。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

(災害時の情報共有)

第12条 甲及び乙は、一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ期間中に得た情報

を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第16条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第15条 甲又は乙は、この協定を変更するときは、書面によりその旨を通知するものとし、甲及び乙が協議の結果合意に達した場合は、次条に規定する有効期間内であってもこの協定を変更することができる。

(協定の効力)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から一時滞在施設が存続するまでの期間とする。

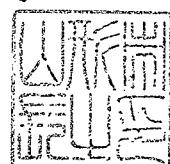
この協定の締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月1日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘



乙 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事 吉村 美栄子

